

長 建 協 発 第 4 9 8 号
平 成 2 8 年 2 月 9 日

会 員 各 位

一般社団法人長崎県建設業協会
会 長 谷 村 隆 三
[公 印 省 略]

いわゆるゼロ国債工事等に係る金融保証の実施並びに
金融保証による借入金に係る経営事項審査の事務取扱について

かねてより、本会業務の円滑な運営等につきましては、格別のご高配を賜り厚くお礼申し上げます。

今般、国の平成27年度補正予算が1月20日に成立したところですが、国土交通省では防災・減災対策、インフラ老朽化対策等の国民の安全・安心の確保を図るためには、今後の公共工事について円滑かつ適正な施工を確保することが重要であります。

しかしながら、いわゆるゼロ国債やゼロ県債・ゼロ市債などの工事は、年度内に契約しても前払金が支払われないため、受注した建設企業が当該工事の早期着工に要する資金調達に支障を来す恐れがあります。

こうした状況に鑑み、同省では、前払金の範囲内で保証事業会社が金融保証を行うことにより、建設企業の年度末の資金調達の円滑化を図り、事業の早期実施を促すための金融保証を行うこととなった旨、全建を通じ同省土地・建設産業局長より通知がまいっておりますのでお知らせ申し上げます。

また、この金融保証により金融機関から受けた借入金について、負債合計額から控除することが出来る経営事項審査の事務取扱についても通知がまいっておりますので併せてお知らせ申し上げます。